

令和4年度 第2期市民後見人養成講座（基礎研修）募集要項（小田原市）

1 趣旨

成年後見制度の利用者の増加が見込まれる中、利用者と同じ市民目線で地域に密着した活動を行うことができる「市民後見人」を養成するため、小田原市において第2期市民後見人養成講座（基礎研修）を開講します。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、原則として動画配信による受講（一部は集合研修）となります。

2 実施団体等

主 催 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（神奈川県委託事業）

共 催 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会（小田原市委託事業）

3 応募資格

次のすべてに該当し、市民後見人として活動することを目指す方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、小田原市に住民登録があり、今後も小田原市に居住して活動をする予定の方
- ② 令和5年3月31日現在の年齢が、満25歳以上満70歳以下の方
- ③ 基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者
- ⑤ 成年後見人等として選任されることが見込まれる専門士業（弁護士等）の有資格者ではないこと

4 応募にあたっての注意事項

- ① 市民後見人養成講座は、「基礎研修」に続き、小田原市が実施する「実践研修」が予定されています。また、実践研修修了後は「実務実習」があり、「基礎研修」から「実務実習」の修了まで約1年6か月を要します。それぞれの段階で、講義内容の習熟度等を確認するための試験・選考を行い、申し込みにより次の段階へ進むことができます。
- ② 実務実習修了後、審査会にて「市民後見人候補者名簿」の登録の可否を決定し、候補者名簿へ登録となります。
- ③ 養成講座を受講することによって、成年後見人等になることを保証したり資格が得られるものではありません。成年後見人等は、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任します。
- ④ 成年後見人等の活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も平日に常勤のお仕事等をされる見込みの方は、本養成講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。
- ⑤ 応募にあたっては、オンデマンド配信による「市民後見人養成講座（基礎研修）説明動画」を必ずご視聴ください。
- ⑥ 今回の「基礎研修」は動画配信による受講となるため、オンライン環境のご用意をお願いします。

5 養成人数 5名程度（第2期生として最終的に市民後見人候補者名簿への登録を想定している人数です。）

6 受講料 無料（会場までの交通費は自己負担）

7 研修の概要

	12月	1月	2月	3月	4月	5月以降
時期	12/1(木)～1/6(金)	1/16(月)～2/10(金)	2/15(水) 必着	3/3(金)	3/中旬	
研修の流れ	説明動画視聴申込 (12/1～1/6)	基礎研修			選考 (審査会)	実践研修 (6月～)
	説明動画視聴・配信 (12/1～1/6)	基礎Ⅰ (入門編)		基礎Ⅱ 集合研修 (※)		
	基礎Ⅰ申込 (12/1～1/6)	【動画配信 (全13講)】	基礎Ⅱ申込 (2/1～2/15)			

※新型コロナウイルス感染症等の拡大状況によりオンライン研修となる場合がある。

「基礎Ⅰ」第13講で「基礎Ⅱ」に進むための申込書類について説明があります。

8 応募方法

説明動画の中で、講座の応募方法を案内しています。
まずは次のフォームから説明動画をお申込みください。

<https://forms.gle/4sLK9d2jpp7gBaBg8>

※なお、入力フォームが利用できない方は、

メールで「氏名」「ふりがな」「郵便番号」「住所」「電話番号(日中連絡がとれる番号)」「メールアドレス」の6点を記載し、kouken@knsyk.jp へてに送信してください。

(本会よりメール返信いたします。受信できるアドレスでご連絡ください。)

※これらの方法による申込みが難しい場合は、電話にて受付いたします(045-534-6045)



9 試験及び選考方法について

- ① 基礎研修は実践研修と一体のプログラムです。基礎研修に引き続き、小田原市において実践研修を受講していただき、修了後には実務実習が予定されています。
 - ② 各段階での試験及び選考については、以下のA～Cにより総合的に評価します。
 - A 全研修(動画視聴・集合研修)の受講
 - B 市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢
 - C 最終日に実施する試験
- ※「基礎研修」「実践研修」で習得することが期待されている知識が備わっているか、将来、後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかなどを確認します。

10 実践研修について

- ① 実践研修は、実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として平日の日中に開講される予定です。
- ② 実践研修の受講にあたっては、実費相当額(交通費等)を負担いただくことがあります。

市民後見人養成講座(基礎研修)事務局

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進課 (かながわ成年後見推進センター)
〒221-0825 神奈川県横浜市神奈川区反町3丁目17-2 神奈川県社会福祉センター内
電話 045-534-6045 (平日9時から17時まで)
ファクシミリ 045-314-3472
電子メール kouken@knsyk.jp

市民後見人養成講座(実践研修)事務局

社会福祉法人小田原市社会福祉協議会 おだわら成年後見支援センター
〒250-0055 小田原市久野115-2
電話 0465-35-7770 (平日9時00分から17時00分まで)
ファクシミリ 0465-35-7771
電子メール odawarashi.shakyo@gmail.com